

桜井市スマート窓口構築業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名称

桜井市スマート窓口構築業務委託

(2) 業務の目的

本業務は地域未来交付金の採択を受けた事業であり、デジタル技術の活用により市民利便性の向上と業務効率化を推進するものである。

マイナンバーカードの読み取りや基幹系システムのデータを活用する「窓口支援システム」の導入に加え、事前に窓口順番予約の機能を有する「発券システム」を併せて導入することで、「書かない」「待たない」「迷わない」窓口の実現を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「桜井市スマート窓口構築業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 委託料上限額

101,600,000円

※消費税及び地方消費税、構築費用、機器費用、運用経費60ヶ月分、ライセンス60ヶ月分等全てを含む

※本市の基幹系システム（日本電子計算株式会社のWizLIFE、及び株式会社アイネス製のWebRings）とのデータ連携に係る構築費用を含む。ただし、基幹系システム側の連携テスト費用や本市のネットワーク設定等についての費用は含まない。（後方連携用RPA等は市が別途調達する。）

※金額は契約額等を示すものでなく、提案にあたっては上記金額を超えないこと。なお、上限額を超えた提案は無効とする。

(6) 支払い条件

構築費用、運用経費(60ヶ月分)、ライセンス費用(60ヶ月分)等を含むすべてを一括払いとすること。

2. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市総務部イノベーション推進室

電話：0744-42-9111（内線1621）

3. 参加資格

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。

(1) 次の要件を満たす者

令和8年4月1日時点で、引き続き2年以上その営業を行っていること。

国税及び都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 桜井市から入札参加停止措置等を受けていない者
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- (5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- (6) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役員又は構成員でない者
- (11) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第1項に規定する特定目的会社でない者
- (12) 自治体窓口DXSaaSを導入可能な事業者であること。
- (13) 令和9年3月31日までに、システムの稼働を確実に達成できる事業者であること。
- (14) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）、又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のいずれかを取得していること。

4. スケジュール（予定含む）

公告から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
① 実施要領の公告	令和8年6月3日（水）
② 質問書提出期限	令和8年6月11日（木）午後5時まで
③ 質問書に対する回答	令和8年6月16日（火）
④ 参加申請書等の提出期限	令和8年6月19日（金）午後5時まで
⑤ 参加資格審査結果通知	令和8年6月24日（水）
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和8年7月2日（木）午後5時まで
⑦ プレゼンテーション審査	令和8年7月9日（木）

⑧ プレゼンテーション審査結果通知	令和8年7月15日（予定）
⑨ 業務委託に係る協議	決定後、速やかに協議を行う
⑩ 業務委託に係る契約	令和8年7月下旬（予定）

5. 申請書等様式配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和8年6月19日（金）午後5時まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページからダウンロードすること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

<市ホームページアドレス>

<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/soumu/innovationsuisinsitsu/nyuusatukannrenzyouhou/10017.html>

6. 参加申請書等の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次のとおり必要書類を提出すること。

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）
- ③ 桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者で無い者にあつては、次の書類。なお、写し可とする。
 1. 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
 2. 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 3. 次のいずれかの直近期2年分の納税証明書
 - a. 桜井市内の事業者…税務署発行の納税証明書及び桜井市税務課発行の納税証明書
※桜井市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む
 - b. 桜井市外の事業者…税務署発行の納税証明書
- ④ 業務実績調書（様式第3号）
- ⑤ 実施体制調書（様式第4号）
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）、又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の取得を確認できる書類の写し

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

(3) 提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市役所本庁舎3階 桜井市総務部イノベーション推進室

(4) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時まで [必着]

(5) 参加辞退

参加申請書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに本要領第2項の事務局に電話連絡した上で、参加辞退届（様式6号）を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

7. 質問の受付及び回答

仕様又は要領に関して質疑がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月11日（木）午後5時まで

(2) 提出先

桜井市スマート窓口構築業務委託プロポーザルに関する質問受付フォーム
(URL)

https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41521

(3) その他

提出された質問書の内容及びその回答については、令和8年6月16日（火）までに本市ホームページ上に随時公表する。その際、質問者の素性は公開しない。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とする。

8. 参加資格の審査及び結果の通知

参加申請書等の受付後、参加資格を審査し、その結果を令和8年6月24日（水）までに、参加申請書等を提出した者に電子メールにより通知する。

9. 企画提案書等の提出

参加表明書等を提出後、参加資格要件を満たすと認められた者（以下「提案者」という。）は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式、本編は30枚以内※鑑文として様式7号を添付）
- ② 機能要件確認書（様式8号）
- ③ 見積書、見積積算内訳書（様式9号）

(2) 提出部数

正本1部、副本2部

提出書類の電子データを記録したDVD-R又はCD-R 1部

(3) 提出方法

「6. 参加申請書等の提出について」(2)に準ずる。

(4) 提出場所

「6. 参加申請書等の提出について」(3)に準ずる。

(5) 提出期日

7月3日（木）午後5時まで[必着]

受付時間：午前9時から午後5時まで

10. 企画提案書等の作成

企画提案書の作成に当たっては、「桜井市スマート窓口構築業務委託仕様書」の内容を踏まえたうえで、以下の事項について提案者としてのアピールポイントを明記すること。特に基幹系システムが関わる内容については、仕様書7-5データ連携要件を前提に記載すること。また、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

(1) 基本事項

- ・提案するシステムに関する基本的な考え方やコンセプトについて記載すること。
- ・提案するシステムの全体構成について、署名用タブレット端末、発券機、モニター等関連機器を含め、図示の上、具体的に記載すること。

(2) 利便性・業務効率化

- ・市民サービスの向上や窓口業務の効率化・標準化など、提案するシステムの導入により期待できる効果を具体的に記載すること。

(3) 操作性等

- ・来庁予約、発券、受付、住民異動届作成、手続自動判定、関連手続作成、他部署との連携、基幹系システムへの連携といった一連の業務に係る画面構成、画面遷移、操作方法などについて、転入手続きを例として図などを用いて具体的に記載すること。
- ・例として転入手続きについて、来庁予約から他部署への連携までの一連の流れを記載すること。

(4) システム汎用性とデータ連携等

- ・システムの対象業務（国民健康保険、児童手当など）、市独自手続への対応方法等について記載すること。
- ・パッケージシステムとしての機能向上の考え方について記載すること。
- ・基幹系システムのデータを参照する仕組・方法については具体的に記載すること。また、連携周期の考え方について記載すること。
- ・基幹系システムへの連携用データを出力する仕組・方法について具体的に記入すること。

(5) 業務フロー支援等

- ・他自治体の先進的な事例等の知見や業務改善の視点をもとに、システム導入窓口における手続の選定及び業務フローに対する考えを記載すること。
- ・ペーパーレス化を前提とした業務フローに対する考えを記載すること。

(6) 申請 届出書対応

- ・申請 届出書をシステムへ搭載する際の作業内容や作業分担について、具体的に記載すること。
- ・既存の申請・届出書の見直しによる業務改善の提案や、標準的な申請・届出書の提供ができる提案等があれば具体的に記載すること。

(7) セキュリティ体制

- ・システムへのアクセス制御やアクセスログの取得に関することを含め、提案するシステムのセキュリティ対策について具体的に記載すること。
- (8) 運用保守
- ・システム稼働後の運用保守の内容（平常時の運用保守内容、対応時間、体制）を具体的に記載すること。
 - ・障害発生時の対応、体制について具体的に記載すること。
 - ・職員向けのヘルプデスクや研修など、職員のサポート体制について具体的に記載すること。
- (9) 業務工程及び役割分担
- ・作業着手から運用開始までの具体的な作業工程、作業分担や作業工数等を記載した「業務工程表」を図示すること。また、市側の作業内容等について、具体的に記載すること。
- (10) 職員研修
- ・本市における窓口業務のデジタル化を確実に成功させるため、職員研修および導入後の運用定着に向けた具体的な提案を行うこと。
 - ・研修体制や実施環境、実施内容、マニュアルについて具体的に記載すること。
- (11) その他有益な提案
- ・国等が提供する他のデジタルサービスとの連携やマイナンバーカードの有効活用策など、将来性を含めて本市にとって有益な提案があれば記載すること。また、当該提案については本業務の見積の範囲内での実施の可否を明示すること。
 - ・機器やOSの陳腐化等に伴い、将来的に提案システムの再構築等が必要になった際のデータ移行に関する対応や費用について記載すること。

11. プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

選考委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記、留意事項のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

留意事項	
開催日	7月 9日（木）
場 所	桜井市役所内の会議室
時 間	60分以内
内 容	事前準備（5分程度） 提出した企画提案書の概要説明（40分以内） ※提案書記載の転入手続についての説明を含めること（窓口支援システムのデモを行うこと） 企画提案書に対する質疑応答（15分）
出席者	3名以内
出席者の条件	本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。 なお、概要説明を行う者は、本業務の主担当者とする。

使用機器等	概要説明にパワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するとともに、使用するパソコン、ケーブル等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、資料投影用のモニターは本市で用意する。
-------	---

(2) 審査項目

別紙「評価基準書」に記載のとおり。

(3) 審査結果の通知

全ての提案者に対し、選定又は非選定について審査結果を通知する。

(4) 審査結果の疑義

非選定通知を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（土・日曜日及び祝日を除く）以内に、選定しなかった理由の説明を書面により求めることができる。

12. 審査の結果

書類審査及び企画提案選考の選定委員会の構成員の評価点を平均し、点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。最高得点申請者が複数ある場合は、企画提案選考における評価基準書の項番5、8、12、13の合計点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。ただし、審査の結果、評価点が6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

審査結果についての情報公開請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し秘密とすべき事項があれば、提案の際に特定し、本市に指示すること。

13. 契約に関する事項

本市は、選定で優先交渉権者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。ただし、優先交渉権者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

参加事業者が1者であっても審査を実施し、選定委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その参加事業者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。契約にあたっては桜井市契約規則（昭和44年規則第3号）に基づくこととする。

14. その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。また、本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- (2) 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみ審査の対象とし、再提出以前に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の

承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

- (4) 提出された書類は、参加辞退届が提出された場合も含め返却しない。また、提出書類は原則として公開しないが、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- (6) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- (7) 実施体制調書（様式第4号）に記載した配置予定者を変更等することは認めない。ただし、受託後の業務執行にあたり、病休、死亡、退職等の特別な理由の場合はその限りではない。なお、変更に当たっては、変更を必要とする理由及び変更後の担当者について桜井市が求める資料を提出し、了解を得る必要がある。
- (8) 本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- (9) 提出された企画提案書の提案内容に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とする。
- (10) 優先交渉権者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、その際、選定された者は改めて見積書を提出すること。